2026年11月26日

各 位

会 社 名　株式会社グローバルダイニング
代表者名　代表取締役社長　長谷川 耕造
（コード番号 7625　東証スタンダード市場）
問合せ先　執行役員 最高財務責任者　中澤 海輝
（ＴＥＬ：０５０－５４４４－９８６８）

（開示事項の経過）当社米国子会社に対する損害賠償請求訴訟における裁判所の決定に関するお知らせ

当社は、2024年11月1日付「当社米国子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社米国子会社であるGLOBAL-DINING, INC. OF CALIFORNIA（以下「ＧＤＣ」といいます。）及びその他複数人を被告として提起された損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、米国現地時間2026年11月24日、カリフォルニア州高等裁判所（ロサンゼルス郡）がＧＤＣによる略式判決（Summary Judgment）の申立てを全面的に認める決定を行い、原告らのＧＤＣに対する請求のすべてについて、ＧＤＣの主張が認められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．これまでの経緯

本件訴訟は、2024年６月26日（米国現地時間）にカリフォルニア州高等裁判所（ロサンゼルス郡）に提起され、ＧＤＣは2024年８月25日（米国現地時間）に訴状を受領いたしました。

本件訴訟において原告らは、2022年７月にＧＤＣの運営する店舗に来店した際に被害を受けたと主張し、加害者とされる被告らのほか、ＧＤＣに対しても過失があったとして損害賠償を請求しておりました（訴訟の内容は以下３．のとおりです。）。

これに対し、ＧＤＣは、提訴内容にあるような過失責任はないと主張し、本件訴訟において争ってまいりました。その後、ＧＤＣは、原告らの過失に基づく請求について略式判決の申立てを行いました。審理を経て、裁判所はＧＤＣの略式判決の申立てを全面的に認め、公判（陪審審理）を経ることなく、原告らのＧＤＣに対する請求についてＧＤＣの主張を認めました。決定の内容は以下４．のとおりです。

２．訴訟の相手方の概要

米国在住の個人２名（原告２名の氏名は訴状において伏せられております。）

３．訴訟の内容及び損害賠償請求金額（提訴時）

（１）訴訟の内容

原告２名は、ＧＤＣの運営する店舗に来店した際、店内にいた別の来店客（加害者とされる被告）から飲み物に薬物を混入され、その後、不法監禁及び性的暴行の被害を受けたと主張し、加害者とされる被告らに対して損害賠償を請求するとともに、ＧＤＣ及びＧＤＣが契約する警備会社に対しても、両社に一般的な過失（General negligence）があったとして損害賠償を請求しておりました。

（２）損害賠償請求金額

非経済的損害賠償等として、全ての被告に対し合計400,000,000米ドル（原告２名より各200,000,000米ドル）

※1USD＝153.64円（2024年10月31日付TTM）換算で614億56百万円

なお、上記のほか、請求額が未定の経済的損害賠償等（医療費等）の請求が全ての被告に対してなされておりました。

４．決定の内容

（１）決定があった裁判所：カリフォルニア州高等裁判所（ロサンゼルス郡）

（２）決定年月日：2026年11月24日（米国現地時間）
当社確認日：2026年11月25日（日本時間）

（３）決定の概要
裁判所は、ＧＤＣの略式判決（Summary Judgment）の申立てを全面的に認め、公判（陪審審理）を経ることなく、原告らのＧＤＣに対する請求についてＧＤＣの主張を認めました。

（４）損害賠償支払金額：該当事項はありません。
（本決定において、ＧＤＣに対し損害賠償金の支払いを命じる内容はございません。）

５．今後の見通し

本決定が2026年12月期の当社連結業績に与える影響は軽微でありますが、本決定に基づく判決が下された後、原告が当該判決を不服として上級審へ控訴する可能性がございます。原告が控訴した場合には、ＧＤＣは本決定の判断が維持されるよう争う方針です。なお、控訴に係る日程は現時点で未定です。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以　上